

議第七〇号

奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

奈良県議会委員会条例（昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中 「厚生委員会 九名 「厚生委員会 八名  
を  
経済労働委員会 八名」 経済労働委員会 九名」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

常任委員会の所管事項の変更に伴い、厚生委員会及び経済労働委員会の委員の定数を改めるため、所要の改正をしようとするものである。